

各位

2020年8月吉日
株式会社グローアップ
代表取締役 古田 高浩

約款変更のお知らせ

2020年8月1日、株式会社グローアップ（本社：東京都豊島区、代表取締役 古田 高浩）は、ガス需給約款を2020年9月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

-----記-----

【ガス料金の算定】

■ 変更前

(1) ガス料金は、料金表に定めるところにより日割計算を行う場合を除き、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合

ロ 適用される主契約料金表等を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合

ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する当該一般ガス導管事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) ガス料金は、需給契約ごとに料金表のガス料金を適用して、当該料金表に定めるところにより算定いたします。

■ 変更後

(1) ガス料金は、料金表に定めるところにより日割計算を行う場合を除き、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合

ロ 適用される主契約料金表等を変更したことにより、ガス料金に変更があった場合

ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する当該一般ガス導管事業者がお客さまの属

する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

イ 定例検針日から、次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合

ロ 新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。）で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ハ ガス需給約款29（需給契約の廃止）（1）および（2）イ、ロ、ガス需給約款30（解約等）の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ニ ガス需給約款23（供給または使用の制限等）（1）の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合（ガス需給約款23（供給または使用の制限等）による供給停止に伴う検針と需給約款22（供給の制限等の解除）による供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

ホ ガス需給約款22（供給の制限等の解除）の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合（ガス需給約款23（供給または使用の制限等）による供給停止に伴う検針とガス需給約款24（供給の制限等の解除）による供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）

ヘ 23（供給または使用の制限等）（2）の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

以上

◆本件に関する問い合わせ

株式会社グローアップ 03-5302-2297

東京都豊島区南池袋1-13-23 池袋YSビル4F